

【会議名】

令和4（2022）年度第3回三鷹市男女平等参画審議会

【開催日時】

令和5（2023）年3月9日（木）午後6時30分～8時

【開催場所】

教育センター3階 第三中研修室（※オンライン併用）

【次第】

議事

(1) 協議事項

人権基本条例（仮称）について

(2) 報告事項

令和5（2023）年度事業予定について

【出席委員（敬称略）】

荻田 香苗、渥美 由喜、福島 多恵子、平岩 康美、石原 佐和子、牧野 洋子、

江口 知子、中川 由紀子、田中 かず子、山下 貴裕、平野 亜矢

以上11名

【傍聴者】

3名

【議事概要】

（次第1 開会のあいさつ 省略）

（職員の紹介 省略）

【荻田会長】 それでは、次第2、「議事」に入りたいと思います。

「人権基本条例（仮称）について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

【丸山企画経営課長】 このたび、「人権基本条例（仮称）の制定に向けた基本的な考え方（案）」を取りまとめましたので、資料に沿ってご説明したいと思います。

はじめに、「1 背景」では、基本的人権の尊重は、日本国憲法や世界人権宣言において、基本原理や基本原則とされていることが前提としてあること。そうした中、三鷹市では、基本構想の基本理念に「人権の尊重」を位置づけ、率先行動に努めてきたこと。しかし、時代の経過と共に人権を取り巻く社会情勢が変化し、様々な社会問題が顕在化し、全ての個人の

尊厳が守られる社会の実現は、いまだ途上の段階にあること。これらを背景として取りまとめております。

「2 方向性」といたしましては、一部の人権のみならず、全ての人権を一体として尊重する必要があること。そして、安定的・長期的に取り組を進めていくための指針として、本条例を制定すること。条例制定のプロセスや啓発を通して、まち全体で人権を尊重する風土を醸成すること。これらを大きな方向性とするとともに、(1)に記載の、日本国憲法や世界人権宣言等を踏まえ、人権が尊重され平等な社会を実現すること。(2)の、一人ひとりが違いを認識し、自分らしく安心して暮らしやすいまちを実現すること。これらを「基本理念」に盛り込んでいくこととしています。

「3 個別課題への対応」では、幅広く市民意見を聞きながら、個別の人権課題を的確に捉え、理念や責務を包括的に人権基本条例(仮称)に反映すること。

個別に権利や義務を規定する場合や政策の方向性を明確化する場合には、別途、条例の制定や改正を行っていくこと。早急に対応が必要な案件については、必要に応じて規則や要綱を定めながら、先行して実施することとしております。

「4 人権に関する主な課題」につきましては、これまでも同様の資料の中でご紹介してきたことですが、改めまして各審議会での意見聴取や、当事者や関係団体へのヒアリングによって多様な声を聞き、人権に関する主な課題としてまとめたものになります。

最後になりますが、ページの下段に、「5 今後のスケジュール」があります。令和5(2023)年5月に2回目の市民ワークショップの開催、6月に骨格案の作成、9月に骨格案をお示ししたうえで市民フォーラムの開催、12月に素案の作成、パブリックコメント等を経て、令和6(2024)年3月に議案提出を目指す予定を考えております。

こちらの基本的な考え方(案)につきましては、先日、議会の行政委員会、総務委員会でもご報告させていただいております。今月中に市の内部で決裁等を行いながら、(案)を取って、基本的な考え方として固めていきたいと考えております。

私からの説明は以上です。

【荻田会長】 ありがとうございます。

ただいま事務局の説明がありましたが、ご意見やご質問などいかがでしょうか。

本日は、議題を絞り、十分に時間をとっていますので、自由にご発言、ご答弁いただければと思います。Zoomで参加の方も、ぜひ挙手され、ミュートを外してご発言ください。

【A委員】 まずは、この大変な仕事をここまでまとめてくださいますと、本当に市担当

の方々に感謝の言葉を申し上げたいと思います。今日はまだ案の段階なので、これからどのように改善の方向に向けていくのか、話ができれば良いと思っています。

まだ案なので、文言や言葉、文章は後ほど磨いていくと思いますが、主語が分かりにくいと思います。主語が分かりにくいことと、1つの文章中にたくさん詰め込んでいると、言いたいことが分かりにくくなるので、気をつけて作成していただければと思います。

「背景」と「方向性」は、これまでいろいろな議論が出てきて、「人権は大切です」というメッセージだけではどうかと思います。今回は、「基本的な考え方」ということで、どのような方向性で作成していくか、となるので、「3 個別課題への対応」について詳しくお聞かせ願えればと思います。

【丸山企画経営課長】 個別課題自体は、裏面の「4 人権に関する主な課題」で、カテゴリーごとに分けて分かりやすく記載しております。

基本条例自体は包括的な条例だということを3の(1)に書いており、個別課題につきましては(2)に書いております。個別に権利や義務を規定する場合や、政策の方向性を明確にする場合は、条例の制定や既存条例の改正で、個別課題を捉えていきたいと思っています。例えば、子どもに関する部分については、新しく子どもに関する人権条例を制定する。ですとか、高齢者、障がい者については、健康福祉総合条例という既存の条例がありますので、そういったものの改正、もしくは要綱や普段行っている計画の中で対応していくなど、個別の課題ごとに、今後具体的に検討していきたいと思っています。

【A委員】 ありがとうございます。ということは、例えば、既に男女平等参画条例がありますよね。それも、やはりアップデートしていくことになるかと思うのです。「男女及び多様な性」が、その条例に当たるかと思うのですが、子どもに関しては新しく条例を制定する方向でやります、外国籍市民などについても、ここに出てきているカテゴリーにおいては、それぞれ対応できる条例または要綱を制定して対応しますということをおっしゃっているのでしょうか。

【丸山企画経営課長】 そうですね、子どもも、新しい条例を制定すると確定したわけではないのですが、例示として捉えていただければと思います。

今回制定しようとしている人権基本条例(仮称)の中で、それぞれの課題が捉えきれていないと言いますか、解決までいかないかもしれないものにつきましては、新たに条例や、要綱、規則を制定することを想定しています。支援策としては、予算を確保して、計画の中に盛り込んで対応していくなど、個別課題によって対応が異なるかと思っています。

例えば、多様な性で言いますと、人権基本条例（仮称）の中では、パートナーシップ制度や、アウトティングの禁止といったところまでは、多分、出てこないかと思っています。そういった具体的な課題をどこで対応していくか、先ほどの既存の条例の改正か規則か要綱を制定するかは、これから議論を深めて決めていきたいと思っています。

【A委員】 その議論は、どこでなされるのですか。

【丸山企画経営課長】 基本的には、各市民会議・審議会です。ここは男女平等参画審議会ですので、多様な性や男女平等については、この場でご意見等もいただきたいです。子どもについては、子ども・子育て会議が別途ありますので、そういった各市民会議・審議会でご意見をお伺いしたり、今後行う市民ワークショップ等での市民の多様な声を聞きながら、市で決めていきたいと思っています。

【A委員】 少し分かりにくいのですけれども。この基本条例の中では、市としては「人権というのは大切だよ」というメッセージを発し、何か必要があれば、そのときには個別に対応するから任せてということでしょうか。

【丸山企画経営課長】 そうです。「4 人権に関する主な課題」では、それぞれここでは表しきれていない部分もあるかと思いますが、主だったところの課題は、今こういう形で洗い出しをしています。

こういったものを解決するためには、例えば条例、規則、または予算を取った具体的な支援策などで課題解決に向けて行動しないといけないと思っています。

それをどこでやるかは、今後決めていきたいと思っています。

【A委員】 それはどこで決めるのですか。

【丸山企画経営課長】 最終的には市で決めますけれども、決めるのに当たりましては、こういった審議会でのご意見や市民ワークショップなどで多様な意見を聞きながら決めていきたいと思っています。

【A委員】 例えば、男女平等参画条例の制定は2006年だから、17年前です。その当時と今とではやはり状況が異なっているので、アップデートしなければいけない。

しかし、男女平等参画条例の中には、第8条、性別による差別はいけませんという禁止条例が入っていますし、相談窓口をきちんとつくりましょう、審議会で審議をして、専門家会議を持ちますと、明記されているわけです。

だから、やはり基本条例なので、もう少し突っ込んで、それ以上のものを、条項に明記していくことが必要ではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

【丸山企画経営課長】 明記するとは、具体的にどういうことでしょうか。

【A委員】 この基本条例の中で、差別はしてはいけないという差別禁止条項とか、人権侵害に対して、市はどのような態度で臨んでいくのか。また、人権侵害が起こったら、市はどう対応し、どう救済していくか、というようなことです。

この人権基本条例（仮称）は、これからずっと重要な基本条例として存在していくのですが、社会がどんどん変わっていくと、人権という概念もいろいろなものを含んでいくように変わっていくわけで、そうすると、例えば、見直しを定期的に行っていくことが必要ではないか。その見直しを、市が、行政の中できちんと行うことができるだろうか。やはりそれは、第三者機関をつくって、きちんとチェックをして、アップデートしていくプロセスが必要ではないか。そういうことを、基本条例の中に盛り込んでいく必要があるのではないかと思います。かと思うのですが、いかがお考えでしょうか。

【丸山企画経営課長】 他市の条例等も見ますと、差別の禁止条項を組み込んでいるところもあります。条項レベルでどのようなところまで入れるかというのは、今日は明らかにできませんが、これから決めていきます。先行した条例ではそういったこともあるので、三鷹の条例の中にも入ってくる可能性はあるかとは思っています。

あとは、附属機関の設置を条例の中で規定し、そこでいろいろと審議していく可能性もあるかとは思っています。

入れるかどうか、まだ条項レベルまで降りていっていないので、現時点では申し上げられません。可能性はあると思います。

【A委員】 今月中に、（案）を取った、最終の基本的考え方を決めたいとおっしゃったわけで、あまり時間的には余裕はないですね。

その中で、男女平等参画条例には、もう既に禁止条項や審議会について踏み込んで、これだけのことを言っているわけですから、それは基本条例の中に反映させるかどうかの市のスタンスを決めていくことが必要ではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

【石坂企画部長】 私もこの間、改めて男女平等参画条例を見直して、A委員がおっしゃるような内容が、ほとんど入っているというか、15年前のものでも色あせておらず、本質的な議論がされたうえでの条文になっていると改めて思いました。基本理念などを見ても、差別的な取扱い、審議会など、全部入っているわけです。課長も先ほど言っていますが、人権基本条例（仮称）は理念条例のため、抽象的にならざるを得ないと思います。

個別的な要素は、どこまで反映できるかもあって、例えば、人権救済となったときに、確

かに課題だと思うのですが、市町村レベルでそれができるか、他を見ると都道府県レベルで対応したりしています。そうすると、市町村でできることは、いろいろな専門機関につなぐこと、そこが今できることかという思いながら、思考を深めているところです。

いずれにしろ、「基本的な考え方(案)」に入っていないから骨格案に入らないとかではなくて、これをベースに何を入れていったらいいかを、引き続き考えていきます。

今日いただいた意見、例えば、相談機関や第三者機関をつくるという意見を受けて、今後どう考え、またそれを次回ご提示するなどのやり取りがあるかと思っています。

【A委員】 そうすると、基本的な考え方の中にはそれは含まれないけれども、次のステップの中には含まれるかもしれないですということですね。

【石坂企画部長】 はい。

【A委員】 そうすると、「人権は大切ではない」という反対意見などないわけで、それを言うだけで、三鷹の基本的な考え方ですと言えるのですか。

【石坂企画部長】 おっしゃるとおり普遍的なものなので、これが三鷹市でなくても、他の市でも同じ形になるというご意見は分かります。

ただ一方で、この間、企画経営課のメンバーを中心に、いろいろな団体の意見を聞いたわけですが。その中で、あえて言うとなると、「2 方向性」の中の(2)ですが、違いを認識し、思いやり、理解する、生き生きと自分らしくして安心して暮らしやすいまち。これは、今までみなさんからお伺いした意見です。どのようなまちにしたいか、どのように人権に対し意識を持っていきたいかを、この基本理念に入れたところです。

おおむね人権としてのスタンダードなことが今入っていて、個別的な要素は、まだこれからみなさんの意見を聞きながらやっていくので、今の時点で三鷹らしさがまだ入っていないのは、おっしゃるとおりかと思います。

【A委員】 みなさんから意見が出てきたというのは、これは、まちづくりですよ。三鷹市は、まちづくりのことについては、今までずっとやってこられたので、そういう形で話をお聞きになるのだと思うのです。

それはそれでいいですが、そういう生き生きと自分らしく安心して暮らしやすいまちというまちづくりの方向で、でも、これが人権基本条例(仮称)にどう関わっていくかを突っ込んでやらないといけないと思います。これは、人権基本条例(仮称)であってまちづくり条例ではないのです。この言葉が一番出てきたのは、そういう聞き方をしていらっしゃるのだと、私は思うのです。

もう少し人権ということにフォーカスする形で聞いていくことが必要ではないかと思えますけれども、いかがでしょうか。

【丸山企画経営課長】 これまで20団体以上みなさまにヒアリングしていますが、まちづくりではなくて、人権についての課題を教えてくださいということでヒアリングをしています。

【A委員】 例えば、市民ワークショップのとき、一番初めに30分か40分程度小川弁護士から人権についてお話がありました。

その後のプロセスの中で、レゴブロックを使ってグループに分かれていろいろなさっていました。私は傍聴席にいたのでよくは分からないのですが、いつの間にか「まちづくり」がテーマになっているのではないかという印象を持って見ていました。

小川弁護士のお話を聞いて、すぐにそれを自分の考えの中に反映させて、議論ができるようになるかと言ったら、なかなか難しいのではないかと思いますけれども、いかがでしょうか。

【丸山企画経営課長】 ご指摘のワークショップは、そのようなやり方をしました。いきなり「人権について語って」と言っても、一般に集まっていた市民の方にはかなり難しいと思うのです。私もこの仕事を担当していても、人権は難しいと思います。それを、初対面の人同士で語り合ってください、と言っても難しいというのがあって、あえて「まちづくり」を出発点にして、最後に人権に結びつけるというワークショップの構成にしています。

まずは人権について、有識者の方からご講演いただいて、理解したうえで、語りやすい形で、どういうまちであったら過ごしやすいかをテーマに議論していただいて、それと人権が守られるまちとどう結びつけますかというところでキーワード等をいただくワークショップにしました。

関係団体のヒアリングにつきましては、前にご紹介したかもしれませんが、今までの活動の中で感じている人権課題について具体的に聞いたり、条例に求めること、期待することについて質問し、ヒアリングをさせていただいて、取りまとめをしています。

【荻田会長】 基本的な考え、特に4の個別課題に挙げられているもの、これも、いろいろな関係団体や市民に対するヒアリングから抽出されたものだと思います。

不足しているとか、これ以外のものが必要ではないか、少し視点を変えた見方があるではないかなどのご意見が特に重要かと思えます。もちろん、それ以外のことでも結構ですので、積極的にご意見、ご質問をお願いいたします。

【B委員】 本当に難しい議題ですね。この基本条例は、前回の審議会でも、美しいポジティブなものにしようではないかという考え方やご意見もいろいろあったとは思いますが、そういうきれいな言葉は、今までも、十何年前も語られてきたし、つつい人権とか言われると、そういう方向に行くと思います。

それはもちろん間違いではないのですが、一歩進んだものにするとか。三鷹市らしさがあるかどうか、その辺も分からないのです。三鷹市として、よりこうしたいという方向性を示すのであれば、差別を防止するとか差別を許さないとか、もしそういうことがあった場合には厳しい態度で取り組んでいくとか、これをネガティブと言うかどうか分からないのですが、より進んだものにするには、柔らかくない表現を取り入れることを少し考えてみることも良いという話が、もしかしたら前回あったかもしれません。

それを入れることによって、実際に人権侵害という事例があったときに、基本条例にこういう言葉があります、もっとより厳しい態度で三鷹市が対応しなければいけないのではないか、という話になっていくのではないかと思ったのですが、いかがでしょうか。

【C委員】 恥ずかしながら私は、今まで差別や人権については、他人事のように感じ、深く考えたことがありませんでした。思い返してみると自分では気がつかないうちに加害者になっていたのではないかと考えることが多々あります。サービス業や賃貸業は、不特定多数のいろいろな境遇の方と関わることが多い業種であり、時にはお客さまを選んだり、お断りしたりする場合があります。それを差別や人権侵害と捉えられると、商売が難しくなります。差別意識や人権侵害の意思はなくても受け取り方によっては、条例違反で訴えられれば前科がつくこともあります。反差別や人権保護も非常に大切ですが、公共の福祉も大事であり、その観点から考えると商売を円滑に行うためには、そのようなトラブルが起きないように公平な話し合いができる機関が必要ではないかと思います。

会社でお仕事をされている方や一般の方は、市役所にいる人権擁護委員に相談できるかと思いますが、大家さんや小規模経営者にはそういう窓口が少ないように感じます。本音では多様性を重視したいけれども、リスクを考えると躊躇してしまう部分がありますので、何か良い案があればと考えております。

少し話から逸脱するかもしれないのですけれども、ここにあるジェンダー平等、外国籍市民、高齢者、障がい者という枠を考えると、身近なお話ですが、アパートなどは借りにくいという枠が見えるのですね。アパートの経営者は、都内などと違ってそんなに外国人も多くないし、高齢者が80歳を過ぎて1人で借りたいなどと言われても、アパートのほうは断る

ことが多いというお話も聞くので、そのところは、差別しているわけでもないけれども、人権侵害とか差別とか、そういうことが自然に生まれてしまっているわけですね。

そのときに市にサポートしていただかないと、人権侵害で訴えるというような大きな話になってしまうと困ることになります。アパートでは、例えば、80歳過ぎの高齢者の方が1人で入居して孤独死してしまう確率は、若い人よりは高いですね。孤独死した場合、その部屋は事故物件になってしまうわけですね。そうすると、アパートの大家は、収入が上がらなくなって、周りの部屋も人が入らなくなって、空き家になって、生活もできない、税金も払えない、そういう状況に陥ることになりますから、両方を救済、サポートしていただくみたいなことがあればいいのですが。両方の話が分かる気がするので、どうでしょうと思いましたね。

【荏田会長】　そうですね。具体的な事例が出ると分かりやすくなった感じがしますがけれども、なかなかこのような条例に求めるのは、困難かもしれません。

【D委員】　今の一連のお話を聞いていて、三鷹市の人権基本条例（仮称）は、理念レベルか、実務用レベルか、目指すところがよく分からなくなってきました。

先ほどのお話のように、こういうことはいけないという場合、何がいけないかを具体的にしないと、どんどん曖昧な条例になっていきます。ですが、個人的には、具体的にすることが人と人との溝を生みかねないケースも、多々あるのではないかと考えています。何がいけないかを規定するのは、実務運用レベルのものだろうと考えています。理念を守るためのルールという意味での実務運用ですね。

この基本条例はもう少し理念レベルのものと思っていたので、前回の審議会でポジティブなほうがいいのではないかと言ったのは私だと思います。理念を語っているものという認識で議論をしていましたが、一方で一連のお話で厳しい態度を示すとか、こういうことはいけないと規定するものは、かなり実務レベルに近いものだと認識していて、結局どの位置づけにして議論をしているのかが少し分からなくなってきました。

それとは別の視点で、人権に関する主な課題で抜けているものがあったり、気付くものがあつたらという話から思うのは、「子ども」のところに貧困という問題が書かれているのですが、貧困はもう子どもだけの問題ではないのではないかとということです。例えば、女性のほうが貧困になりやすいとか、障がい者の方や、高齢者の方にも結びついてくると考えています。実際、子どもへの貧困対策は非常に重要だと思いますけれども、貧困自体は、もはや高齢者も障がい者も、外国籍市民も、場合によってはジェンダーも、社会的弱者になり得る

人たち全てに伴う可能性のあるものではないかと思っていて、そこの貧困のところは1つ気になりました。その2点をお伝えしておきたいと思います。以上です。

【荊田会長】 貴重なご意見、ありがとうございました。まず、最初の目指すところは、どうお考えでしょうか、事務局からお願いします。

【丸山企画経営課長】 基本的には、理念条例ということで進めてきています。そこはぶれていなくて、理念を明確にしたところで、条項等のつくり込みの部分も重要だと考えています。我々も、理念をつくるに当たっては、個別課題を認識、把握していないと理念が語れないのではないかと、総括的なことを考えたり、個別課題を考えたり、行ったり戻ったりしながら、ここまでやってきたのが現状です。最終的には、包括的な理念条例にしたいと考えています。

そのうえで、先ほど述べた通り、課題が見えてきたものに対しては、個別の条例なり、他の対応で解決していくといったことを考えています。

【荊田会長】 ありがとうございます。貧困というキーワードが出され、重要な視点かと思えます。ぜひそれもお願いしたいと思えます。

【E委員】 貧困に関連しているかもしれないですが、「共通の課題」で、「わかりやすい情報提供」があるのですが、こちらに挙げられている子どもとか、外国籍市民の方々は、市から提供される情報も、この言語で書いていなければとか、こういう表現で書いてないと分からないということがある。例えば、高齢者の方は紙媒体だと見やすいけれどもインターネット上に載っているものは見落としやすいなど、情報の得られる量に格差が出てきてしまう。例えば、コロナで経済的に大変な状況を、市がサポートする制度がありますということを発信していても、発信の仕方によって、得られる情報量が、受け取り手によって異なるということから、貧困の格差が埋められなくなってしまうことにつながると思うのです。

最近では、インターネットを活用して大量の情報を処理できる方と、そういうのが苦手な方とで、得られる情報量の格差があつたりするので、「わかりやすい情報提供」を意識して市政の運用をしていくのも、重要になるのではないかと思います。

【荊田会長】 ありがとうございます。せっかく条例ができましたが、アクセスできない方がいると、何の役にも立たなくなりますので、情報発信の仕方に注意して、進めるようお願いしたいと思います。

【F委員】 「4 人権に関する主な課題」で種々挙げられていますけれども、条例の中でこの課題に対して一つ一つ条例をつくっていく形になるのか、課題に対して共通するこ

とを幾つか取り出して条例にしていく形になっていくのか。この課題一つ一つに対してということになると、膨大な量が必要になってくるかと思うのですけれども、その辺は、分類と言いますか、整理してまとめていく感じになるのでしょうか。

【丸山企画経営課長】 今検討している人権基本条例（仮称）の中では、具体的な個別の課題を解決するためのことを一つ一つ書くのではなくて、全ての人権について包括的に捉えた形での条例と考えています。

【F委員】 こういう課題を挙げたうえで、この課題についてはこの条例が対応するという整理の仕方を今後もしていくと考えてよろしいでしょうか。

【丸山企画経営課長】 そうですね。次のプロセスで、全体的な理念として、包括的に基本条例を作りつつ、繰り返しになってしまうかもしれないですが、子どもに関する人権については、別途、子どもの人権条例をつくって対応していくとか、個別の対応となってくると思っています。

【F委員】 ということは、もっといろいろな課題を見つけていくことも必要と考えていると捉えてよろしいでしょうか。

【丸山企画経営課長】 そうですね。今考えられるものといった主な課題ということでまとめてきましたけれども、これ以上粒度の細かいものについては、支援策みたいなことで、普段、市としてやっている仕事の中にも既に入っているものもあると思います。考え方は、条例や規則で押さえていきたいと思っています。

【F委員】 分かりました。ありがとうございます。

【荻田会長】 なかなか骨子案の具体的なものが出来上がらないと、みなさんも少しイメージがつきにくいのかと思うのです。骨子案をつくるために、これだけは外さないでくれとか、ここは特に重要とか、ここが不足しているのではないとか、そういったご意見でも結構です。この骨子案をつくる前の段階で話し合っておかなければいけないことが、もしございましたら、ご意見いただければと思います。

【A委員】 理念と個別の課題を行ったり来たりしながら考えてこられたのは、本当にそうだと思うのです。理念だけで、抽象レベルでやっているだけは限界があるし、どれをどのように押さえていけばいいかは、具体的なところを見ていかないと分からないがあるので、「4 人権に関する主な課題」で取り上げられてきたのだと思うのです。

でも、例えば、これをもう少し深掘りをすると、そこに共通の課題が見えてくることがあると思うのです。

先ほど、貧困というのが1つありましたけれども、食を含めた子どもの貧困と言ったときに、子どもだけが貧困かという、子どもの貧困は大人の貧困と紐づいているわけですね。そうすると、大人の貧困への対策はなく、食を含めた子どもの貧困への対応といたら、給食をつくり、無料で食べさせますとなりますが、そういうことでは問題解決にならないし、人権基本条例（仮称）ですから、もっと深掘りをしていけば、子どもが貧困で苦しんでいるのであれば、その対策をしなければいけないのは、大人の苦しさ、大人の直面している困難さとも関連しているわけですね。

ここに出てきたものを深掘りしていけば、例えば、「子ども」と書いてある中に、性的マイノリティーの子どもたちが、非常に難しい状況に置かれていて、自殺率も高い。そこもつながっていくわけです。海外ルーツの子どもたちもいじめの対象になったりする。ヤングケアラーと言ったら、高齢者とか障がい者とか、大人が困難に直面をしていて、余波として子どもが勉強する、学校に行く、友達と遊ぶとかが削られているということですから。だから、この「子ども」にも非常に多様な層があって、それが他ともつながっているわけです。

せっかくここまで人権に関するものを課題として取り上げられたので、それを個々の、個別の課題を深掘りしていくと、人権問題としてどういうところでつながっているかが、もっと包括的に見えてくる感じがするのです。それを、ぜひやっていただきたいと思います。人権問題に取り組みますという三鷹市の姿勢が、ここまで考えて、ここに共通の課題があるということで、自分たちはここをやりますというものが、出てくるのではないかと思うのです。いかがでしょう。

【石坂企画部長】 まさにおっしゃる点が、個別の議論を深めていく中で重要になります。基本条例だけでできて、今までの議論何だったのかということになる。ですので、個別課題の対応をどう示していけるか。基本条例と共に、他の課題の認識をきちんとやって、例えば、この課題についてはこういったことを考えて条例化していきますとか、この課題については具体的に支援として予算化していきますなど、複雑に絡み合った個別課題への対応も考える必要があると思っています。そういった方向性の示し方は、骨格案か素案になるかは、これからの私たちの頑張り次第だと思うのですが、中でも、理念と個別課題の議論を行ったり来たりすることについては、例えば、ジェンダーだけでなく、子どもとジェンダーとか、市役所でも横串をきちんと刺して、各部と理事者も含めて、議論する場を設けて、関連性を持ちながら、SDGsではないですが、誰1人取り残さない社会も含めて、来年度はもう1回仕切り直して対応していきたいと思っています。

【G委員】 今の質問にも関連するかと思うのですが、いろいろ細かな課題があって、それに対して一つ一つ明文化はしていかないというお話だったかと思うのですが、ではこの条例が告示されましたとなって何年か経ったときに、今までワークショップとかで挙がってきた課題が解消されましたみたいな、条例を出したことの結果を、どのように検証していくのが、気になりました。例えば、貧困率が下がりましたとか、具体的にそこまで結果を追っていくものなのか。それとも、あくまで指針というか、理念なので、そこまで追わないのか。

先ほどの話で、またそこから課題が見つかったら条例化など個別に対応をしていくというお話もあったと思うのですが、告示した後、どう三鷹市として検証していくか気になりました。

【丸山企画経営課長】 そうですね、検証の部分につきましては、この審議会でも「男女平等参画のための三鷹市行動計画」をお示ししまして、その結果についてやり取りをさせていただいていることがあると思います。

個別の施策につきましては、そういった各関連計画を立てて、それがどうだったかという評価を行っていきます。人権全体につきましては、三鷹市の行政計画をつくるときに、市民満足度調査を行っています。今年も第5次三鷹市基本計画の策定に向けて満足度調査を行っていて、そこで「最近、人権侵害を受けたことがありますか」という質問をしています。ある意味ここで指標が出てくるので、条例制定した後に、回答がどう遷移していくのかで、人権全体については捉えていくこと、評価していくことができると思っています。

【G委員】 一つ一つの課題に対して、指標で出せるものもあれば、出せないものも出てくると思うのですが、出せるものは出していくということですね。

【H委員】 質問です。「外国籍市民」に、これは「課題」というカテゴリーで並べられていると思うのですが、2つ目の「みたか国際化円卓会議での外国籍市民等の視点をいかした政策提案」が、課題なのでしょう。これは、施策の提案が書かれているかと思うのですが、何か今まで円卓会議で政策提案されたことが課題ということでしょうか。

【丸山企画経営課長】 ご指摘のとおり、課題に見えない、書きぶりが好ましくないといったところがあります。

外国籍市民の方が意見を言える機会を創造していくというニュアンスでしたが、すみません、ご指摘いただきました点は、この後直していきたいと思っています。

【H委員】 いわゆる意見表明できる場の提供ということですね。

【石坂企画部長】 そのとおりです。

【H委員】 このカテゴライズされている中の一つ一つの項目は、非常に幅があって、ミクロな課題と大きな課題が並んでいるので、私たちも検討するときに意見が振れてしまう気がするのです。

【丸山企画経営課長】 ありがとうございます。ここは、再度精査をして、レベル感をそろえる努力をしていきたいと思います。

【I委員】 話が戻ってしまうのかもしれませんが、「4 人権に関する主な課題」で、四角で囲んでいる項目は、どういうところで決められているのでしょうか。「ジェンダー平等」「外国籍市民」「子ども」「高齢者」「障がい者」という枠組みになっていますけれども、これを見たときに私は違和感を覚えました。子どもに関連する、例えば、ひとり親ですとか、ここに含まれない、課題を抱えている方が大勢いるのではないかと思っています。

人権に関することを話し合っていくときに、そういうことを取り残さない、誰も取り残さない視点が大事ではないかと思ひまして、これは、どうやって決めてきた枠組みでしょうか。

【丸山企画経営課長】 こちら、主なということで、ある程度市でやっている施策に結びつくところを中心に、今まで議論をしてきています。

おっしゃるとおり、人権も幅広いので、それこそ部落差別の問題だとか、アイヌの人々だとか、ホームレスの方だとか、ここに書かれていない課題は様々あると思いますが、なるべく施策に結びつければいいところを書かせていただいています。

【荻田会長】 ヒアリングして、主な柱として挙げていったということによろしいでしょうか。

【I委員】 では、もうこの部分は、これでやっていくという理解でよろしいでしょうか。

【石坂企画部長】 基本的に、あくまでこれは例示、主な課題ということでございまして、先ほどのひとり親の支援とか、そういった問題も現実にあるかと思っています。

それについては、これだけではなくて、先ほどのA委員の話でもありましたが、いろいろなものが結びついていることと思います。そこは内部で議論するときにも、きちんと紐づけて考えていく予定ですので、これだけやるということではないと理解していただければと思います。

では、具体的に、それが条例の中に入っていくのか。実際に事業としても先行してやっていくのか。そこでは、スピード感にいろいろ差があると思います。やれることについては、

すぐやったほうがいい。当然、困っている人がいれば、すぐ手を差し伸べたほうがいいと、行政としても思っています。そこは課題認識をきちんと捉えたうえで、条例を待つのではなくて、差別解消として先行して一体的にやっていきたいと思っています。

【I委員】 「子ども」に関わるところにすごくボリュームがあるというか、いろいろな問題がこの中に、複雑に重なっている気がします。

【荻田会長】 バランスも含めて、御検討いただければと思います。

【E委員】 「2 方向性」に書かれている内容が実現できれば、人権に関する主な課題が解決できるように進めているかと思うのですが、方向性に書かれているところは、人権の侵害とか差別がないようにとか、それぞれ思いやりを持って社会を実現していくという内容が書かれていて、課題を見ると、「ジェンダー平等・性の多様性」に関しては、それとの方向性と一致する課題がいろいろあるのですけれども、例えば、「子ども」の貧困だとか、「高齢者」の社会的な孤立への対策とか、その辺りは、人権侵害とか差別とは、また違う部分で困っているポイントかと考えている。そういう人権の尊重とか差別を受けることなくというニュアンス以外の文言ももう少し入っていないと、必要なところに支援を行き渡らせることでいろいろな人が生き生きと生活することが社会として必要ですけれども、今の課題としてはこういうことが起きていると、つながっていていると思うのですね。

うまい表現が思いつかないのですが、「2 方向性」の部分でも、人権侵害とか差別というだけではなくても困っている部分があって、生き生きと暮らしていくのを阻害しているものが課題としてあるということに対する方向性も、相応しい表現が含まれているといいと思ったのですけれども、いかがでしょうか。

【丸山企画経営課長】 基本的には、「4 人権に関する主な課題」で、共通の課題を含めて6つ頭出ししておりますけれども、今回捉えているのは、「2 方向性」の冒頭にあるとおり、人種、信条、性別、ここは日本国憲法から入ってきますが、これに加えて、国籍、年齢、障がいの有無等、全てあらゆる人権をカバー、尊重していく必要があるといったことを、条例には盛り込んでいきたいと考えています。

ご指摘いただいた表現の仕方については、今後我々も検討をしていきたいと思っています。

【A委員】 骨格案と素案、議案が出ていますけれども、骨格案は、どこまで踏み込んだもので提示されているのか。それに対するパブコメは行わず、素案の段階でパブコメを行い、どれだけ反映する形で最終的な条文ができるのかが、これだと不安な感じがするのです。

例えば、骨格案に対するパブコメを行い、意見を聞きながら、それを素案に反映させてい

くとか、もう少し時間的な余裕があるほうがいいのではないかと思います、いかがでしょうか。

【丸山企画経営課長】 骨格案については、基本的に条文に載せる項目出しのレベルかと思っっています。

素案は、それに条文の中身が付いてくるイメージをしていて、パブリックコメントは、時間がないというご指摘もありますが、12月の素案をお示ししたうえで、それに対するコメントをいただきます。それまでの工程では、市民ワークショップや市民フォーラムで、ご意見等を頂戴していきたいと考えています。

【A委員】 そうすると、骨格案はすごく大事ですね。ここで骨格が決まって、それぞれ、どういう文言が入っていくかの前段階で、もう1つこういう骨格を入れてほしいという提案は、この素案の後ではできないですね。

だから、どちらかという、市民ワークショップも市民フォーラムもいいですが、それをやるのであれば、もっと広くパブリックコメントを求めることを同時にやっていくほうが、ベターではないかと思うのですけれども、いかがでしょうか。

【丸山企画経営課長】 素案の後にパブリックコメントをやったとして、「こういった条項が必ず必要ではないか」というご意見が多かった場合、そこから入れることもあり得ると思いますので、ご意見が多ければ、そういった対応にもなってくるかと思っっています。

【A委員】 骨格が大切ですよ。

【石坂企画部長】 例えば、先ほども条文で人権救済みたいなのが入るかどう、か、そういった視点だと思っのですが、今の段階で、そこまでの明言、言及は差し控えたいと思っます。趣旨としては、広くみなさんの意見を聞きながら、できれば4月以降も、市報や市ホームページなどで、市はこういった考え方をつくって条例制定を進めていますという広報があってもいいかと私自身は思っっています。市がどういうことを考えて動いているのかも含めて、みなさんの意見を聞き、それを反映できるか、もう少し工夫は必要だと思っます。

今の段階では、まだパブリックコメントをやりますとも言えませんが、趣旨は生かして対応したいと思っます。

【渥美副会長】 前回、理念系の条例とアクションプラン系の条例があることは申し上げて、アクションプラン系ではないというのは、今日も再三おっしゃっているので、別にそこに異論はないです。

ただ、今日の話をもついても、まず、この進め方だと難航するだろうと思っっている点が

幾つかあるので、実務的な助言と私の個人的な意見を申し上げたいと思います。

まず、こういう条例は、そもそも多くの自治体が今まですごく検討を重ねて、いろいろな条例が既にあるわけですね。だから、つくり方として、例えば、東京都や都内では、狛江市や国立市が制定しています。あるいは、確か2年ぐらい前に四国の四万十市が、全国的に網羅して市町村の条例を列挙した資料を配っていたと思います。理念系だとしても、たたき台があったほうが絶対に意見は言いやすいので、今みたいな何も雛型がないのに意見を言っている、あまりそれは建設的ではないと思います。

僕が話を伺った中でも、これは条例ではできないよとか、条例ではなくてもっと別の行政手続の問題だとか、レベル感はまちまちだと思います。条例でできるものというのは既にあるので、参考資料として出したほうが、これから意見を収斂していきやすいのではないかと思います。これは、実務的な助言です。

次に、理念系であっても、アクションに結びつけるものにしないと、死んだ条例になってしまうと思っています。以前、委員の方から、実際に条例を基に、例えば人権侵害の申立があつてこう解決したという、PDCAサイクルが回るような仕組みがあつたほうが良いというご意見があり、僕は全面的に賛同しています。例えば、七、八年前に川崎市がオンブズパーソンをつくっていますね。御存じの方も多いたと思うのですが、オンブズパーソンとは、北欧で人権侵害の申立を解決するための機能です。要するに三鷹市内の相談窓口を、人権オンブズパーソンといった、三鷹でも法律専門家の方が相談者になっていて、ただ今のところ、あまり使われていないのはもったいないと思っていたので、せっかく理念系条例をつくるのであれば、人権侵害への申立の仕組みとして相談窓口を、「三鷹人権オンブズパーソン窓口」としてしまえば、条例化することで、申立があつた場合にそこが窓口になって、解決したとか、あるいは他の行政機関に紹介したとか、そういう実際の事例の蓄積が進むはずで、そういう仕組みだけは、少なくとも理念系のものであつてもあつたほうが良いのではないかというのが、僕の意見です。

【丸山企画経営課長】　そうですね、今も人権擁護委員さんがいたり、そこで相談を受け付けていたりという、実務レベルの対応があります。そこと、既存の取組とどう結びつけていくかもあると思いますので、今ご発言いただいた趣旨を踏まえて、検討を深めてまいりたいと思います。

【渥美副会長】　要は、条例の場合はネガティブチェックがすごく重要で、ポジティブなことを書かれていても、そうではないネガティブ事案が行政区の中で日々いっぱい起きて

いて、どこが窓口か分からないという悩ましが、当事者たちは抱えているので、せつかく条例をつくるのであれば、そこを交通整理するだけでも、救済される人たちは少なからずいると思います。

まず、三鷹市内で今、実際なさっていることを一本化するような、それを市民に分かりやすく伝えるものは、ぜひ項目として入れていただきたいと思います。

僕は、人権オンブズパーソンが望ましいと思いますけれども、その方がメディア受けして、記事になると周知は進むので、そのほうがいいと思います。

ただ、今のままのものでも、きちんと整理したものが項目に入ることを希望します。

【荻田会長】 渥美委員のおっしゃっていたとおり、骨格案の段階では、ぜひ他の自治体の参考例のようなものを一緒に提示していただけると、イメージがつかみやすいかと思えますので、お願いしたいと思います。

残り時間が少なくなってきましたでしたが、他にこれだけはというご意見ございましたら、挙手いただきたいと思います。

【B委員】 渥美委員に質問したいのですが、アクションプラン系の条例をつくっている自治体は、「自治体 アクションプラン」と検索したら調べられるのでしょうか。理念系の条例は、いろいろあると思うのです。具体的なそういう条例は、調べたら出てくるのでしょうか。

【荻田会長】 前回、確かアクションプランのことについて少し御紹介いただいたと思うのですが、アクションプラン系の条例について参考資料をお送りいただければと思います。

その他に、ご意見ございませんでしょうか。今日は、大分積極的な意見交換ができたと思います。

それでは、残り時間で、「次第2 報告事項 令和5（2023）年度事業予定について」を議題としたいと思います。事務局から説明をお願いいたします。

【中塚企画経営課係長】 「次第2 報告事項」について、「令和5（2023）年度事業予定について」として、4つポイントを上げております。

まず、1点目の「人権基本条例（仮称）の検討」については、継続して来年度も検討していきたいと思っております。

続いて、2つ目の「男女平等参画のための三鷹市行動計画の改定」についてです。行動計画は、三鷹市基本計画と連動し、基本計画で掲げる施策を具体的に推進する個別計画に当たるものです。現在の「男女平等参画のための三鷹市行動計画」は、平成24（2012）年3月に

「第4次三鷹市基本計画」と共に策定され、平成28(2016)年3月に第1次改定、令和2(2020)年3月に第2次改定を行いました。基本計画は、新型コロナウイルス感染症の影響による事業進捗などを考慮し、計画期間を1年延長しましたので、男女平等参画のための行動計画も、同様に計画期間を延長しております。そのため、現在の行動計画、第2次改定の計画期間は、令和5(2023)年度末、具体的には令和6(2024)年3月までとなっております。来年度に新しい行動計画を検討する予定となっております。

続いて3つ目ですが、「『多文化共生センター(仮称)』の基本方針の検討について」です。三鷹駅南口中央通り東地区再開発事業で施設整備を予定している「多文化共生センター(仮称)」について、センターの機能と事業案を盛り込んだ基本方針を策定いたします。現在の検討段階では、「多文化共生センター(仮称)」では、3つの機能を想定しております。1つ目が、三鷹国際交流協会(MISHOP)が進めてきた国際化を多文化共生へと発展的に継承すること。2点目が、多様な性が尊重される社会と男女平等参画社会の推進。3つ目の機能が、人権が尊重されるまちづくりの基盤となる平和施策の推進です。基本方針は、再開発事業の進捗に合わせながら、審議会等でのご意見を反映して、検討を進めてまいります。

最後に4つ目ですが、「多様な性の理解と尊重に向けた取組」です。人権としての性の尊重を基礎としたまちづくりの推進に向けて、引き続き職員を対象とした研修を実施します。

また、令和4(2022)年11月に始まった東京都パートナーシップ宣誓制度の対応、市役所で使用している帳票などの性別欄の取扱い、職員向けのLGBTハンドブックの作成などに取り組んでまいります。

令和5(2023)年度の事業予定についての説明は以上となります。

【荻田会長】 ただいま事務局の説明がありましたが、ご意見やご質問などいかがでしょうか。

【A委員】 「『多文化共生センター(仮称)』基本方針の検討」で3つの機能があるとありましたけれども、一番初めに「多文化共生センター(仮称)」という名前が出たときの説明としては、人権基本条例(仮称)の活動拠点としてのセンターと位置付けているということでした。そうであれば、この名称だと人権条例の総合的な活動拠点とはずれてしまうので、「多文化共生センター(仮称)」という表記はやめてくださいと、何度か申し上げたことあるのです。

これは、一、二年前だと思いますが、センターが始動するには「10年ぐらいかかると思ってください」と言われました。そのように時間がかかるのであれば、今の女性交流室自体

をもっとセンター格に上げていくように、そこを育てていくというプロセスの中で、いずれは一緒になることができるというイメージを、私は持っていたのです。

でも、だんだん矮小化してきている感じです。特に、この4月から、今説明があったような方向に動いていく感じがしているのですけれども、三鷹市の中で何が起きているのでしょうか。

【丸山企画経営課長】 10年以上かかるというのが、今係長が話したとおり、三鷹の駅前再開発事業の中にこのセンターを設置するという目標になっています。そちらが1年2年で済む事業のレベルではないので、そちらに引きずられて年月がかかるという、当時の説明だと思います。

【A委員】 そのときには、「人権基本条例（仮称）」と一緒に、このセンターが「仮称」ということで提案されたのですね。そのときには、人権基本条例（仮称）の、本当に活動拠点という形で考えているという、それが一番初めのアイデアとして提示されて、そういうものだと思っていたのですが、だんだん違う方向に行っているかと。そのところで、何が起きているのかを知りたいです。

【石坂企画部長】 私も過去、人権基本条例（仮称）の拠点になるという説明をしたかどうかは、定かではありませんが、いずれにしろ、多文化共生と言えば、外国籍市民との交流みたいなイメージもある中で、内部の議論でも、これだと今やろうとしていたことと合っていないのではないか、名称をどうするかという話が出ています。これまで「多文化共生センター」という名称で、「仮称」としてやってきたところもあるので、まずは、再開発もまだこれからでございますので、その中で名称を改める時期は来るかとは思っています。

係長が申し上げたとおり、三鷹国際交流協会がやってきた国際化を、多文化共生に発展させるというところと、女性交流室のかねてから課題があるところを、一定程度多様な性の尊重する社会の実現も含めた形で、あわせもった形の機能拡充も思っていますし、人権が尊重されるまちも平和施策みたいなところ、そういった3つの機能が融合したところがあるので、今の私の考えでいくと、人権基本条例（仮称）センターというよりも、3つの機能を持ったセンターという想定です。いずれにしろ、名称は大事だと思いますので、いずれの段階で考えていく必要があるかと思っています。

【A委員】 言葉には力があります。仮称であっても名称として使われていけば、それにどんどん引っ張られていきます。ですから、一番初めに定義されたときに、「この名称はやめてください」「新センターでいいのではないですか」とも申し上げました。「仮称」が取れ

て、この名前がそのままセンターの内実かのようになって、そこに引っ張られていくことに、私は危機感を持っています。

例えば、「多文化共生」ということでジェンダー平等が語られるというのであれば、「多文化」、つまり男性と女性とは違う文化であるけれど、「共生」、つまり違う文化の男性と女性是一緒にやってみましょう、といえるというのですか。ジェンダー平等を、この枠組みの中に無理やり突っ込んでいくことができるというのは、どういうことか。「仮称」の名前に違和感があって、それをずっと言い続けてきたのですけれども、早急に方向性を明確にしてください、名称について、何か提案していただければと思います。

【荏田会長】 最後に、全体を通して、みなさまから何かございますでしょうか。ないようでしたら、事務局から連絡事項はございますでしょうか。

【中塚企画経営課係長】 今後の予定についてお知らせいたします。

次回は、令和5（2023）年度第1回の審議会となります。現在の委員のみなさまで行う、この期の最後の審議会となります。開催時期は、7月頃を予定しております。日程が決まりましたら、改めてご連絡をいたします。

【荏田会長】 以上で、全ての議事が終了しました。本日の審議会は、これで閉会といたします。みなさま、御協力どうもありがとうございました。

— 了 —